

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改正について

場所	現行	改正（案）	改正の理由・内容
第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮 2. 調査の手続き及び方法 (3) 調査実施段階 7行目～10行目	<ul style="list-style-type: none"> 上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀合ガイドライン」の参考資料「Ⅰ. スクリーニング用フォーム」並びに「Ⅱ. 環境チェックリスト一覧表」を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「<u>第2部4. スクリーニングに必要な情報</u>」を参考とする。 	国際協力機構、国際協力銀行のガイドライン改正に伴い参照先を改正する必要があるため。
(別紙2) 申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領 Ⅰ. 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件等形成等調査) 2. 環境社会に関する側面の検討	<ul style="list-style-type: none"> 本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドラインの「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「Ⅰ. スクリーニング用フォーム」並びに「Ⅱ. 環境チェックリスト一覧表」を参考にすること(それぞれのガイド 	<ul style="list-style-type: none"> 本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドラインの「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「<u>第2部4. スクリーニングに必要な情報</u>」を参考にすること(それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参 	同上

<p>(1) 環境社会影響の可能性 5行目～8行目</p>	<p>ラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。</p>	<p>照可)。</p>	
<p>II. 石油資源開発等支援事業 2. 事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項 (1) 環境社会影響の可能性 5行目から8行目</p>	<p>・本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドラインの「別紙3スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「I. スクリーニング用フォーム」並びに「II. 環境チェックリスト一覧表」を参考にすること(それぞれのガイド・ラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。</p>	<p>・本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドラインの「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「<u>第2部4. スクリーニングに必要な情報</u>」を参考にすること。(それぞれのガイドラインは、JICA/BIC ホームページにて参照可)</p>	<p>同上</p>
<p>(別紙3) 調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領 I. 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備事業(一般案件</p>	<p>本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「I. スクリーニング用フォーム」並びに「II. 環境チェックリスト一覧表」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の</p>	<p>本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「<u>第2部4. スクリーニングに必要な情報</u>」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述するこ</p>	<p>同上</p>

<p>に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)</p> <p>2. 環境社会的側面の検討</p> <p>(2)プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響</p> <p>1行目～5行目</p>	<p>幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。</p>	<p>と。</p>	
<p>II. 石油資源開発等支援事業</p> <p>2. 環境社会的側面の検討</p> <p>(1)国際協力機関のガイドラインを踏まえたプロジェクト実施に関する環境社会面への影響</p> <p>5行目～8行目</p>	<p>本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「I. スクリーニング用フォーム」並びに「II. 環境チェックリスト一覧表」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。</p>	<p>本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「<u>第2部4. スクリーニングに必要な情報</u>」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。</p>	<p>同上</p>